

【重要】最高裁判所裁判官国民審査の「期日前投票期間」に関する注意事項

衆議院議員総選挙に伴う期日前投票期間は、小選挙区・比例代表の期日前投票期間と国民審査の期日前投票期間が異なりますので御注意ください。

詳細は下記をご確認ください。

衆議院議員総選挙が1月27日(火)公示・2月8日投開票で行われます。最高裁判所裁判官国民審査については、最高裁判所裁判官国民審査法の規定により、期日前投票期間が図のとおり投開票日前7日の2月1日(日)～2月7日(土)までとなります。小選挙区・比例代表の期日前投票期間の開始日1月28日(水)と異なりますので、ご注意ください！

日付		事象
1月28日	水	小選挙区・比例代表選挙期日前投票 開始
29日	木	
30日	金	
31日	土	
2月 1日	日	国民審査期日前投票 開始
2日	月	
3日	火	
4日	水	
5日	木	
6日	金	
7日	土	期日前投票 終了
8日	日	投開票日

«期日前投票期間»

小選挙区・比例代表…1月28日(水)～2月7日(土)

国民審査 …2月 1日(日)～2月7日(土)